

計画作成年度	令和6年度
計画主体	南部町

南部町鳥獣被害防止計画

令和7年2月20日作成

＜連絡先＞

担当部署名 南部町役場 農林課
所在地 青森県三戸郡南部町大字平字広場28-1
電話番号 0178-38-5964（直通）
FAX番号 0178-38-5984
メールアドレス norin@town.aomori-nanbu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ、カワウ、ツキノワグマ、ハクビシン、ニホンジカ、タヌキ、イノシシ、アライグマ、アナグマ、キツネ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	南部町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	果樹（りんご、おうとう、もも、梨）	1,249千円、0.23ha
ムクドリ	果樹（りんご、おうとう、もも）	674千円、0.13ha
ヒヨドリ	果樹（おうとう、もも）	254千円、0.05ha
スズメ	果樹（おうとう、もも）	166千円、0.03ha
カルガモ	水稻	134千円、0.10ha
カワウ	—	—千円、—ha
ツキノワグマ	果樹（りんご、おうとう、もも、梨、くり）	3,087千円、0.82ha
ハクビシン	果樹（おうとう）	77千円、0.01ha
ニホンジカ	いも類（サツマイモ）	9千円、0.01ha
タヌキ	果樹（りんご、くり）	13千円、0.01ha
イノシシ	野菜（かぼちゃ、だいこん、はくさい、さといも、ながいも）	491千円、0.12ha
	水稻	179千円、0.13ha
	いも類（さつまいも）	217千円、0.07ha
アライグマ	果樹（ぶどう）	59千円、0.01ha
アナグマ	—	—千円、—ha
キツネ	—	—千円、—ha

合計		6,608 千円、1.72ha
----	--	-----------------

(2) 被害の傾向

①カラス

年間を通し、果樹園において果樹等に被害が発生しており、特に6月～7月にかけておうとう、9月～12月にかけてはりんごの被害が多発しており、被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。

②ムクドリ

年間を通し、果樹園において果樹等に被害が発生しており、特に6月～7月にかけておうとう、9月～12月にかけてはりんごの被害が多発しており、被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。

③ヒヨドリ

年間を通し、果樹園において果樹等に被害が発生しており、特に6月～7月にかけておうとう、9月～12月にかけてはりんごの被害が多発しており、被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。

④スズメ

年間を通し、果樹園において果樹等に被害が発生しており、特に6月～7月にかけておうとう、9月～12月にかけてはりんごの被害が多発しており、被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。

⑤カルガモ

5月の田植え後の中苗時の食害が多く、その後も苗の引き抜きや踏みつけ、稲の倒伏、食いちぎり等により減収につながる被害がある。被害区域も町全域へと拡大傾向にある。

⑥カワウ

馬淵川本流支流において、アユを中心とした魚類への食害が発生している。

特に毎年5月～6月に漁協が行っているアユの稚魚放流後の食害の被害がでる傾向にある。

⑦ツキノワグマ

毎年6～9月に、山間部の果樹園や畑において果樹等に被害が発生している。特に収穫期のももの被害がみられ、被害区域も年々拡大傾向にある。

⑧ハクビシン

年間を通し、果樹園において被害が発生しており、特に6月～7月にかけておうとうの被害が多発しており、被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。

⑨ニホンジカ

目撃情報が多くあり、果樹の葉、水稻の食害が発生している。田んぼに侵入し、稲を踏む被害や交通事故被害も発生している。

⑩タヌキ

年間を通し、果樹園において被害が発生しており、おうとうや栗の被害が見受けられ、被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。

⑪イノシシ

令和5年度において、いも類や稲の被害が多発し、食害の他、田んぼの畦の掘り

返しなど、農地への被害も見受けられ、被害区域は拡大している。

⑫アライグマ

果樹（ぶどう）園において、被害が発生している。今後、農作物被害の発生及び被害の増加が懸念される。

⑬アナグマ

目撃情報があり、今後、農作物被害の発生及び被害の増加が懸念される。

⑭キツネ

農地を荒らす被害が発生しており、今後、農作物被害の発生及び被害の増加が懸念される。

（３）被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和５年度)	目標値 (令和９年度)
カラス	被害金額	1,249 千円	1,124 千円
	被害面積	0.23 ha	0.21 ha
ムクドリ	被害金額	674 千円	607 千円
	被害面積	0.13 ha	0.12 ha
ヒヨドリ	被害金額	254 千円	229 千円
	被害面積	0.05 ha	0.04 ha
スズメ	被害金額	166 千円	149 千円
	被害面積	0.03 ha	0.02 ha
カルガモ	被害金額	134 千円	121 千円
	被害面積	0.10 ha	0.09 ha
カワウ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ツキノワグマ	被害金額	3,165 千円	2,849 千円
	被害面積	0.82 ha	0.74 ha
ハクビシン	被害金額	77 千円	69 千円
	被害面積	0.01 ha	0.01 ha
ニホンジカ	被害金額	9 千円	8 千円
	被害面積	0.01 ha	0.01 ha
タヌキ	被害金額	13 千円	12 千円
	被害面積	0.01 ha	0.01 ha
イノシシ	被害金額	887 千円	798 千円
	被害面積	0.32 ha	0.29 ha
アライグマ	被害金額	59 千円	53 千円
	被害面積	0.01 ha	0.01 ha
アナグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
キツネ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—

合計	被害金額	6,608 千円	6,019 千円
	被害面積	1.72 ha	1.55 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	①カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ、カワウ (捕獲体制の整備) ・町からの指導及び許可のもと、青森県猟友会南部町支部が有害鳥獣捕獲を行った。 ・町では、青森県猟友会南部町支部に対し補助金を支給した。 (捕獲鳥獣の処理方法) ・捕殺、埋却 ② ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ ・目撃した場合、警察等に連絡し注意喚起を行った。 (捕獲機材の導入) センサーカメラを設置し、生息及び被害状況のモニタリングを行い、ワナ設置に生かした。	・捕獲に従事する猟友会員の高齢化に加え捕獲業務の実施期間が農繁期と重なるため従事者が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	①カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ ・被害を受けた農家が、自衛手段としてほ場内に防鳥網の設置、爆音器、擬音装置による追払い活動や、放任園の解消、防鳥テープの設置等を実施した。 ②ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、アナグマ、キツネ ・農作物被害発生や目撃情報があった場合は、現地調査や捕獲を実施した。侵入防止柵については、被害を受けた農家が、自衛手段として設置する場合があったが、普及していない。	・防鳥網を設置するには、被害範囲が広範囲であるため、設置費と維持管理に係る経費負担が課題となる。 ・侵入防止柵の設置については、設置費と維持管理に係る経費負担が課題となる。

生息環境管理その他の取組	・放任果樹園や放置された収穫物残渣等の鳥獣を誘発する原因の除去や、耕作放棄地等の鳥獣の隠れ場所の適正管理について生産者に啓発している。	・放任果樹園や耕作放棄地については、土地所有者が不明等により、解消されない課題がある。
--------------	---	---

(5) 今後の取組方針

年々目撃情報が増加傾向にあるツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの生息状況を、センサーカメラを活用したモニタリングにより、わなの設置、捕獲へと繋がるよう努める。ハクビシン、ニホンジカ、イノシシ、アライグマについては、地域への定着を防ぐため、生息状況のモニタリングや予察捕獲を含めた積極的な捕獲活動を行う。捕獲活動は ICT 機器を活用し、効率的な捕獲活動を行う。

その他の対象鳥獣については、被害農家による追い払い活動等と、猟友会による捕獲業務を実施するとともに、従来の追い払い活動では一定の効果はあるものの十分ではないため、鳥獣被害対策実施隊による追い払いや捕獲活動も行う。

生産者、農協職員、漁協関係者等から被害状況を聴取し、鳥獣の種類や出没時期、被害内容を把握し、対策の実施に活かす。

被害農家の自己防衛意識の啓発に努めるとともに、鳥獣の保護と適正な捕獲を考慮した捕獲体制の整備を図り、野生鳥獣による農作物被害の軽減に努める。

猟友会の会員が高齢化しており、担い手の育成・確保を図るために、町広報誌を活用した会員募集を行うほか、狩猟免許取得等の経費について助成を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町は、八戸農業協同組合及び馬淵川漁業協同組合等関係機関と連携し、農林水産被害の状況を把握し情報を共有する。農林水産業の被害情報を基に、青森県猟友会南部町支部会員の協力により結成された実施隊が、被害を受けている範囲内において有害鳥獣の捕獲を行うとともに、南部町鳥獣被害防止計画に基づいた捕獲業務を行う。

なお、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシ、アライグマについては、予察も含め可能な限り捕獲活動を行う。被害の防止対策としてわな又はライフル銃以外の銃器を使用した捕獲を実施するとともに、わなやライフル銃以外の銃器での捕獲が困難な場合において、鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の従事者によるライフル銃を使用したツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型獣の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	カラス ムクドリ ヒヨドリ スズメ カルガモ カワウ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン タヌキ イノシシ アライグマ アナグマ キツネ	猟友会等関係団体と連携して担い手の育成、確保を図るため、狩猟免許更新、射撃大会等の経費について助成を実施し、効率的な鳥獣被害防止活動体制を整備した。 ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ捕獲のため、箱わな及びくくりわな、囲いわなを設置し、生息状況モニタリングのためのセンサーカメラやICT機器による捕獲通知機能を活用し、加害個体に対する効率的な対策を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。 ①カラス 依然として農作物への食害や食害以外の加害（果実へのツツキ、爪痕、また、果実用袋破損等）があることから、加害個体を確実に減少させるため、840羽とする。 ②ムクドリ 依然として農作物への食害や食害以外の加害（果実へのツツキ、爪痕、また、果実用袋破損等）があることから、加害個体を確実に減少させるため、150羽とする。 ③ヒヨドリ 依然として農作物への食害や食害以外の加害（果実へのツツキ、爪痕、また、果実用袋破損等）があることから、加害個体を確実に減少させるため、70羽とする。 ④スズメ 依然として農作物への食害や食害以外の加害（果実へのツツキ、爪痕、また、果実用袋破損等）があることから、加害個体を確実に減少させるため、60羽とする。 ⑤カルガモ 依然として農作物への食害や食害以外の加害（稲の倒伏等）があることから、加害個体を確実に減少させるため、100羽とする。

⑥カワウ

アユを中心とした内水面の魚類への食害があることから、加害個体を確実に減少させるため、30羽とする。

⑦ツキノワグマ

確認個体数が増加傾向であり、農作物への食害、樹木の枝折り等の破損がみられることから、加害個体を確実に減少させるため、必要最小数とする。

⑧ハクビシン

確認個体数が増加傾向であり農作物被害が発生し、目撃も増加していることから未然に農作物被害を防止するため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑨ニホンジカ

確認個体数が増加傾向であり農作物被害が発生し、目撃も増加していることから未然に農作物被害を防止するため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑩タヌキ

確認個体数が増加傾向であり農作物被害が発生し、目撃も増加していることから未然に農作物被害を防止するため、必要最小数とする。

⑪イノシシ

確認個体数が増加傾向であり農作物被害が発生し、目撃も増加していることから未然に農作物被害を防止するため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑫アライグマ

管内において目撃も増加していることから未然に農作物被害を防止するため、予察を含め可能な限り捕獲する。

⑬アナグマ

確認個体数が増加傾向であり農作物被害が発生し、目撃も増加していることから未然に農作物被害を防止するため、必要最小数とする。

⑭キツネ

確認個体数が増加傾向であり農作物被害が発生し、目撃も増加していることから未然に農作物被害を防止するため、必要最小数とする。

(過去の捕獲等実績)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カラス	187 羽	135 羽	146 羽
ムクドリ	7 羽	13 羽	8 羽
ヒヨドリ	26 羽	20 羽	22 羽
スズメ	9 羽	9 羽	1 羽
カルガモ	28 羽	11 羽	15 羽
カワウ	2 羽	23 羽	11 羽
ツキノワグマ	0 頭	1 頭	2 頭
ハクビシン	1 頭	2 頭	5 頭
ニホンジカ	3 頭	0 頭	5 頭

	タヌキ	0 頭	0 頭	2 頭	
	イノシシ	0 頭	0 頭	9 頭	
	アライグマ	0 頭	0 頭	1 頭	
	アナグマ	—	—	—	
	キツネ	—	—	—	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
カラス	840 羽	840 羽	840 羽
ムクドリ	150 羽	150 羽	150 羽
ヒヨドリ	70 羽	70 羽	70 羽
スズメ	60 羽	60 羽	60 羽
カルガモ	100 羽	100 羽	100 羽
カワウ	30 羽	30 羽	30 羽
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
キツネ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
○カラス・ムクドリ・ヒヨドリ・スズメ 5 月から 10 月に、被害のある果樹園付近で銃器（ライフル銃以外）による捕獲を行う。 ○カルガモ 5 月から 10 月に、被害のある田んぼ付近で銃器（ライフル銃以外）による捕獲を行う。 ○カワウ 5 月から 10 月に、被害のある河川流域で銃器（ライフル銃以外）による捕獲を行う。 ○ツキノワグマ 出没や農作物被害の発生により、捕獲の必要性が生じた場合は、箱わなや銃器により、必要最小数を捕獲する。 ○ハクビシン・アライグマ 出没や農作物被害の発生により、捕獲の必要性が生じた場合は、箱わな等により、可能な限り捕獲する。

○ニホンジカ・イノシシ 出沒や農作物被害の発生により、捕獲の必要性が生じた場合は、捕獲用わなや銃器により、可能な限り捕獲する。
○タヌキ・アナグマ・キツネ 出沒や農作物被害の発生により、捕獲の必要性が生じた場合は、箱わな等により、必要最小数を捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南部町	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし	なし	なし	なし

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし	なし	なし	なし

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	カラス ムクドリ ヒヨドリ スズメ カルガモ カワウ ツキノワグマ ニホンジカ	収穫物の適宜収穫、残さ等を放置しないなど、農業者に対して、注意喚起を図る。 放任果樹の除去や、定期的な刈払いの実施による緩衝帯整備や、被害防止に関する研修会の開催を検討する。

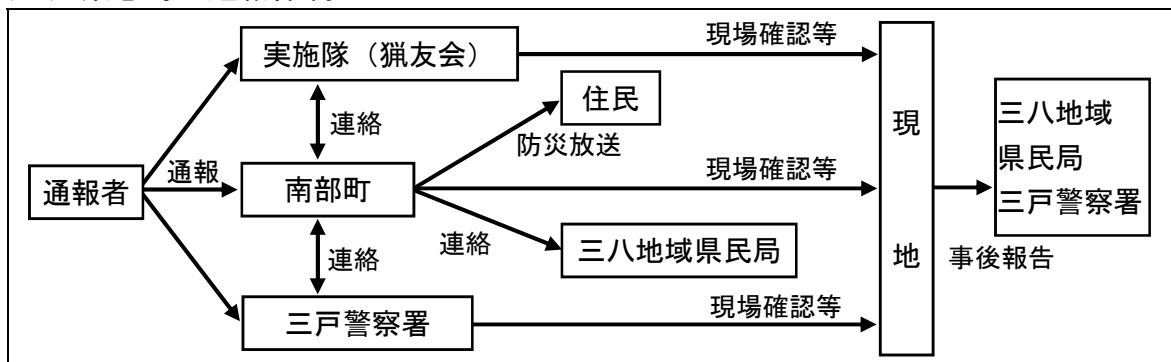
	ハクビシン タヌキ イノシシ アライグマ アナグマ キツネ	
--	--	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南部町	・ 現場確認等 ・ 防災無線や広報車による注意喚起 ・ 警察署や実施隊等への連絡
三戸警察署	・ 現場確認等 ・ 銃器等の取扱い指導、助言等
南部町鳥獣被害対策実施隊 ((一社) 青森県猟友会南部町支部)	・ 見回り、現場確認等 ・ 捕獲対応
三八地域県民局地域農林水産部	・ 町への指導、助言、被害状況把握

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当課と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、南部町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である南部町等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。
また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の実施体制

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南部町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
南部町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整
三八地域県民局地域農林水産部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導
三戸警察署	住宅地等での生活被害発生時の連携
八戸農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
鳥獣保護管理員	野生動物との共存に係わる助言、指導
(一社)青森県猟友会南部町支部 (南部町鳥獣被害対策実施隊)	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三八上北森林管理署	林業被害の情報提供
八戸市森林組合	林業被害の情報提供
三八地方森林組合	林業被害の情報提供

馬渕川漁業協同組合	水産被害の情報提供
-----------	-----------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

南部町鳥獣被害対策実施隊の設置（平成 26 年 2 月 14 日） ・ 実施隊員は、町職員及び南部町猟友会員より選出し構成する。 ・ 実施隊隊員 44 名（令和 6 年 10 月 1 日現在時点） 南部町町鳥獣被害対策実施隊の活動 ・ 被害防止計画に取り組むため、関係機関と連絡する。 ・ 被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。 ・ 有害鳥獣の捕獲及び追い払い作業を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加する。 また、近隣市町村との連携を強化し情報の共有化や対策の検討を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--